

2.2 平成30年度改正バリアフリー法の概要

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、**高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性**

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数:

- 全市町村の約2割(294/1,741)
- 3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(288/613)

[H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係関係会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字:平成30年11月1日施行、青字:平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、**高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)**を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

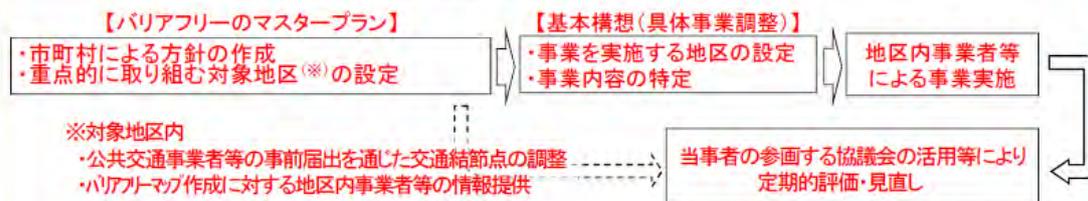
- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画**※の作成・**取組状況の報告・公表**
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が**バリアフリー方針**を定める**マスタープラン制度**を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に**



【バリアフリー対応のバス(貸切バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船等**の導入時における**バリアフリー基準適合を義務化**
- 建築物等の**バリアフリー情報の提供**を新たに**努力義務化**
- **障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催**を明記



【遊覧船】

出典：国土交通省ホームページ

2.3 基本構想の策定について

(1) 基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- 基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る。
- パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）

- 基本構想の作成をゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施・進行管理・継続的な改善を行う。
- 段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める。

③ 心のバリアフリー

- バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動などを通じた取り組み（心のバリアフリー）
- 作成プロセスにおける住民の理解と協力を留意すること、普及啓発事業（バリアフリー教室など）の実施や基本構想への位置づけ など

(2) 基本構想作成の効果

- ◆ 旅客施設、道路などの施設のバリアフリー化の促進・実現につながる（予算確保を含む）
- ◆ 高齢者、障がい者などの移動に対するニーズ把握につながる
- ◆ 住民への意識啓発につながる
- ◆ 事業者間の相互理解や連携が進む など

(3) 基本構想の内容

① 全般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画などとの整合性

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画など

○地域特性への配慮

特有の気候・気象条件、観光地、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地域など

